

## 第15回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月25日(水)午後1時00分から午後2時40分

2. 開催場所 川西町中央公民館 403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、  
5番 佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第20号 職員の任免について

第 5 報告第21号 平成29年度事業結果報告及び平成30年度事業計画の報告について

第 6 報告第22号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について

第 7 議 第 86号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 8 議 第 87号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(所有権の移転)

第 9 議 第 88号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について  
(賃貸借権の設定)

第 10 議 第 89号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について  
(賃貸借権の設定)

第 11 議 第 90号 農用地利用集積に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 淀野 拓也

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきた  
いと思います。よろしく申し上げます。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げます、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第15回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席1番高橋睦子委員、議席2番鈴木秀男委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第20号、職員の任免についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

資料の1ページをご覧ください。報告第20号、職員の任免について 本委員会事務局職員について、下記の通り発令したので委員会に報告する。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第21号 平成29年度事業結果報告及び平成30年度事業計画の報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

2ページをご覧ください。議第21号平成29年度事業結果報告及び平成30年度事業計画の報告について

(平成29年度事業結果報告及び平成30年度事業計画の報告についてを説明)

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、報告第22号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の5ページをご覧ください。報告第22号、平成30年3月28日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。3月申し出件数3件、田18,691㎡。個人への調整決定件数2件、田10,228㎡。保留1件、8,463㎡。所有権移転合計2件、田10,228㎡。利用権の設定。3月再設定件数20件、田173,470㎡、畑298㎡。3月申し出件数4件、33,674.26㎡。個人への調整決定件数4件、20,239㎡。保留1件、13,435.26㎡。利用権設定合計24件、田193,709㎡、畑298㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第7、議第86号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤 紀子

14ページをご覧ください。議第86号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は13件です。

(議第86号1番から13番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第87号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤 紀子

17ページをご覧ください。議第87号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は2件です。

(議第87号1番及び2番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに、番号1番の件について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号1番について、4月17日小形推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

次に、番号2番の件について、本職より報告致します。

10番 大沼藤一委員

番号2番について、4月22日齋藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営をおこなっており、周辺の農地への影響はないと思われま

す。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第88号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤 紀子

18ページをご覧ください。議第88号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は7件です。

(議第88号1番から7番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに、番号1番から3番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

2番 鈴木秀男

番号1番について、4月22日伊藤推進委員が現地を確認しました。今回の申請は離農、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

番号2番及び3番について4月17日竹田推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われま。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号4番の件について議席6番新野庄右エ門委員より報告願います。

6番 新野庄右エ門委員

番号4番について4月17日市川推進委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号5番及び6番の件について議席4番新野勝廣委員より報告願います。

4番 新野勝廣委員

番号5番及び6番について4月23日高梨推進委員が現地を確認しました。今回の申請は高島町の農地所有適格法人に農地を貸付けるものです。賃借人は農地所有適格法人として意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に番号7番の件について本職より報告いたします。

10番 大沼藤一委員

番号7番について4月22日牛谷推進委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営をおこなっており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第89号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

21ページをご覧ください。議第89号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う賃貸借権の設定について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第89号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、許可後着工し、平成30年9月末日で完了する計画です。

農地区分は農振農用地区域内農地です。内容は農業用施設のミニライスセンターの建設です。

所在は川西町大字時田です。資料4ページに申請地が図示されています。資金計画については、融資証明と平成29年度川西町担い手確保・経営強化支援事業費補助金の交付決定で確認しております。雨水については、地下浸透です。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です。

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席7番船山マサエ委員より報告願います。

7番 船山マサエ委員

番号1番について、平成30年4月16日 新野庄右工門委員、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、時田地内の田であり、農振農用地区域内農地です。

昨年設立した農事組合法人たかだがミニライスセンターを建設するため農地転用するものです。農業用施設建設のためでありますので、問題はないと判断します。土地改良区からの意見書も提出されております。

分筆後の残った農地については、法人で再度借り受けるとのことであり、周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。

8番 高橋孝博委員

建設するミニライスセンターは農事組合法人のみが活用するのか。

事務局長補佐 佐藤紀子

補助対象事業でもあり、当該法人が活用するために建設するものです。

議長 大沼藤一

他にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第90号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。なお、本案件は、全委員による調整会議を経て上程されたものがありますので、簡略に説明願います。

主事 原田恭兵

議第90号、農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

22ページです。(議第90号本文及び整理番号7634番から7666番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件についてご質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本案件について計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

これをもちまして、第15回川西町農業委員会総会を閉会いたします。